

# 産業用地検討（適地・可能性）調査委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 第1 趣旨・目的

本市は、東京外環自動車道と成田空港を結ぶ北千葉道路の整備計画があり、I Cの新設による高速交通網の利便性が飛躍的に高まることが予想される。また、主要都市と連絡する鉄道網（東武アーバンパークライン、京成松戸線、北総鉄道線、成田スカイアクセス線）の結節点ともなっており、今後、各種企業の立地需要が高まることが想定されている。

さらに、令和8年3月には市街化調整区域の土地利用方針を策定し、市街化調整区域の現況や立地、社会ニーズなどを踏まえ、それぞれの実情に応じた適切な土地利用の方針を定めたところである。

一方で、本市では新たな企業の立地を促進する上で、その受け皿となる産業用地が不足しており、現状において当該需要への対応が困難な状況となっている。

本業務は、昨今の社会経済の動向を踏まえつつ、地域特性を把握し、産業用地の適地を選定するとともに、その整備計画を作成し、事業化に向けた検討を行うものである。

本業務については、価格のみではなく事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとする。

## 第2 業務概要

- 1 業務名 産業用地検討（適地・可能性）調査委託
- 2 履行場所 本市が指定する場所
- 3 業務内容 別紙「産業用地検討（適地・可能性）調査委託仕様書」のとおり  
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打ち合わせの中で更新する可能性がある。
- 4 履行期間 契約締結後から令和9年3月19日まで

## 第3 提案限度額

金9,988,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

## 第4 プロポーザル方式の実施形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を決定するものとする。

## 第5 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公募の開始日	令和8年 5月18日（月）
参加申込書受付締切	令和8年 6月 8日（月）午後5時まで
参加資格要件確認結果通知	令和8年 6月10日（水）
質問書受付締切	令和8年 5月29日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年 6月 3日（水）
企画提案書等提出締切	令和8年 6月25日（木）午後5時まで

プレゼンテーション	令和8年 6月30日 (火)
審査結果通知	令和8年 7月8日 (水)
契約締結	令和8年 7月22日 (水) (予定)

※上記の各実施日は、事情により変更となる可能性があります。

## 第6 参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

- 1 本市の委託の鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。  
※留意事項あり
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - (1) 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務の実施要領公開日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 3 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していないこと。
- 5 直近7年間（令和元年度～令和7年度）に地方公共団体が発注した同種又は同様の調査業務を履行した実績を有する者であること。
- 6 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

### ※ 留意事項

上記1について、「ちば電子調達システム」への事業者登録が完了していないときは、以下の資料（写し可）を提出すること。

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (2) 印鑑証明書
- (3) 納税証明書（国税）  
「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」  
※未納がないことを証明するものに限る
- (4) 納税証明書（県税）  
千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）  
※千葉県内に事業所を有する場合に限る  
※未納がないことを証明するものに限る
- (5) 納税証明書（鎌ヶ谷市税）  
「法人市民税納税証明書」  
※鎌ヶ谷市内に事業所を有する場合に限る  
※未納がないことを証明するものに限る
- (6) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し

## (7) その他必要と認める書類

### 第7 参加申込方法

#### 1 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり「参加申込書」及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

#### (1) 提出書類

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	
②	会社概要書（様式第2号）	・パンフレット等の会社概要がわかるものを添付すること。
③	事業実績書（様式第3号）	・直近7年の業務実績を記載すること。なお、可能な範囲で業務実績の内容（成果物、仕様書等）が分かる資料を添付すること。
④	業務実施体制（様式第4号）	・配置予定の従事者全てを記載すること

(2) 提出期限 令和8年6月8日（月）午後5時00分必着

(3) 提出場所 鎌ヶ谷市総務企画部企画財政課企業誘致推進室

(4) 提出方法 持参または郵送によること。  
(持参の場合、鎌ヶ谷市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時まで)  
(郵送の場合、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)

#### 2 参加資格確認結果の通知

市は第6に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格の確認結果について、令和8年6月10日（水）までに「参加資格要件確認結果通知書」により通知するものとする。

また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内（閉庁日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

### 第8 質疑応答等

本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとする。

#### 1 質問

(1) 提出書類 質問回答書（様式第5号）

(2) 受付期間 令和8年5月19日（火）～令和8年5月29日（金）午後5時00分まで

- (3) 提出方法 質問回答書（様式第5号）に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、電話で確認を行うこと。

## 2 回答

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、令和8年6月3日（水）までに本市ホームページへの掲載により行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、上記受付期間内に随時本市ホームページへ回答を掲載する。

## 第9 企画提案書の作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「参加事業者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出するものとする。

### 1 提出書類

番号	提出書類	提出上の注意
①	提案書（様式第6号）	
②	企画提案書（任意様式）	・記載内容については、「本実施要領9 2及び3」を参照すること。
③	見積書（任意様式）	・消費税を含む金額を記載するとともに、内訳についても記載すること。
④	事業実績書（様式第3号）	・直近7年の業務実績を記載すること。
⑤	事業執行体制（様式第4号）	・配置予定従事者全てを記載すること。

### 2 提案内容

企画提案は、別紙の仕様書を参照の上、「本実施要領10 評価基準」を基に以下の順で提案すること。

- (1) 本事業の取組方針
- (2) 事業全体の実施体制・工程
- (3) 本事業の取組にあたっての自社の強みやノウハウ
- (4) 本事業の取組内容などについて、鎌ヶ谷市の現状や課題等を踏まえ、具体的に記載すること。

### 3 企画提案書等作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で左綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。
- (2) 企画提案書は目次及びページ番号を付けること。
- (3) 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
- (4) その他、提案限度額の範囲内において、専門の見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

#### 4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年6月25日(木)午後5時00分必着  
※提出期間内であれば、再提出(差替え含む)は可能とする。
- (2) 提出場所 鎌ヶ谷市総務企画部企画財政課企業誘致推進室
- (3) 提出方法 持参または郵送  
(持参の場合、鎌ヶ谷市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時まで)  
(郵送の場合、配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)
- (4) 提出部数 正本1部・副本8部  
ア 正本はA4版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。  
イ 副本は、会社が特定される部分(企業名・個人名のみならず、住所や連絡先も含む)については、空欄もしくは黒塗りにすること。

#### 5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

### 第10 評価方法及び評価基準

---

#### 1 審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、産業用地検討(適地・可能性)調査委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

#### 2 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

審査委員会において、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーション(以下「プレゼンテーション等」という。)を次のとおり行う。

##### (1) 実施方法

- ア 1者ずつ行うものとし、持ち時間は準備5分、説明20分、質疑10分程度とする。  
ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間を短縮することがある。
- イ 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて5名までとする。
- エ 会場設営(スクリーン、プロジェクター、電源ケーブル設置を含む)については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて準備すること。
- オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査・評価及び契約候補者の選定から除外する。

##### (2) 実施日時及び実施場所

実施日：令和8年6月30日(火)

※実施時間や会場については、第7で示した「参加資格要件確認結果通知書」により通知する。

### 3 評価項目及び評価基準

産業用地検討（適地・可能性）調査委託に係る公募型プロポーザル方式評価基準のとおり

### 4 契約候補者の選定方法

各委員の評価点の合計点数（以下「評価点数」という。）が最も高い者を契約候補者として選定する。

なお、最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、評価項目「企画提案書等に関する事項」の評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。

ただし、審査委員会の合計得点が満点の6割未満である場合は、選定しないものとする。

また、契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とする。

## 第11 審査結果の通知

---

契約候補者選定後、参加事業者全員に選定又は非選定の結果を「審査結果通知書」により通知するものとする。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内（閉庁日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求められることができるものとする。

市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

なお、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

## 第12 審査結果の公表

---

### 1 公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するとともに、総務企画部企画財政課企業誘致推進室の窓口において閲覧に供するものとする。

### 2 公表内容

- (1) 業務名
- (2) 審査結果（契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加事業者の評価点数）
- (3) 契約候補者の選定理由
- (4) 参加事業者数
- (5) 審査経過及び審査委員

### 3 公表内容に係る留意事項

- (1) 契約候補者以外の参加事業者の名称は公表しない。
- (2) 契約候補者以外の参加事業者の評価点数は点数順で表記する。

## 第13 失格要件

---

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 提案限度額を超えた見積を提出した場合

- 5 プレゼンテーション等の開始時間までに会場に来なかった場合
- 6 この要領に定める手続き以外の方法により本市職員及び市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- 7 審査及び評価の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- 8 その他、本プロポーザルの厳正・適格な運営にあたり、当該事業者について参加不相当であると本市が判断した場合

#### 第14 契約に関する基本的事項

---

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について双方合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を再度徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

また、契約金額は原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととし、提案内容が全て契約時の仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

#### 第15 その他留意事項

---

- 1 企画提案書等については、1事業者につき1案とする。
- 2 提出された企画提案書等は返却しない。
- 3 本プロポーザルにて知り得た情報については、本プロポーザル以外の目的での使用を禁止する。
- 4 参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- 5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。
- 6 提出期限以降における提出書類の差替え、訂正、再提出は認めないものとする。ただし、市から指示があった場合を除く。
- 7 参加事業者が1者であっても、審査及び評価を行い、契約候補者として適当でないと認められる場合には、契約候補者と特定しないことがある。
- 8 事業者の応募がない場合又は契約候補者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- 9 本プロポーザルに用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 10 本プロポーザルにおける企画提案書等の提出書類は、参加事業者の確認の上、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

#### 第16 問い合わせ先（事務局）

---

鎌ヶ谷市役所総務企画部企画財政課企業誘致推進室 担当 貞方・澤田

電話：047-445-0658

FAX：047-445-1400

E-mail：[kigyo@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:kigyo@city.kamagaya.chiba.jp)